

株式会社土井志ば漬本舗

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2. 当社の課題

- ・社員における女性社員の比率は男性社員と同じだが、女性の管理者比率が低い
- ・管理職は、業務的に負担も大きく、仕事と家庭の両立が難しいと考えられることから、管理職を目指す女性社員が少ない。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1 社員に占める女性管理職者の人数を2名以上とする。

<実施時期・取組内容>

- | | |
|-----------|--|
| ○令和4年4月～ | 当社のホームページの採用に関するページに、ロールモデルとなる女性社員のインタビューを掲載し、女性が活躍できる職場であることを学生や求職者にアピールする。 |
| ○令和4年10月～ | 男女公正な昇進基準となっているか検証し、必要に応じて基準の見直しを行う。 |
| ○令和5年4月～ | 管理職に対するイメージアップのため、管理職を対象とした業務効率化に関するアンケートを実施する。 |
| ○令和5年10月～ | アンケート結果をもとに、管理職の業務効率化の施策を検討し、実施する。 |
| ○令和6年4月～ | 進捗状況を分析し、目標達成に向けた取組の見直しを行う。 |

株式会社土井志ば漬本舗

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間
- 2. 内容

目標1 : 子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 令和2年4月～ 制度内容等について社内掲示などにより社員に周知
- 令和2年4月～ 管理職を対象とした研修を実施

目標2 : 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和2年4月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布